

岩手県告示第384号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第49条の規定（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成6年法律第30号）第14条第4項においてその例によることとされる場合を含む。）により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定した。

平成30年4月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

医療機関の名称	所在地	指定年月日
イオン薬局江釣子店	北上市北鬼柳19地割68番地	平成30年4月1日
黄川田薬局	陸前高田市高田町字太田65番地（T512-4）	〃
そうごう薬局高田店	陸前高田市高田町字太田63番地（T512-3）	平成30年3月1日
亀井整形外科クリニック	奥州市水沢東中通り二丁目4番24-1号	平成30年4月1日
ひよっこり薬局	上閉伊郡大槌町大槌第15地割95番地256	〃